

# 経済産業省の海外展開支援行動計画

平成 23 年 6 月 23 日  
経済産業省

## 1. 情報収集・提供

### (1) 中小企業が必要な情報をきめ細かく、分かりやすく提供

- ① サービス産業生産性協議会（SPRING）の「グローバル・サービス・フォーラム」、ジェトロとのサービス産業動向研究会を主体として、国際展開を行っているサービス産業のベストプラクティスや各国の非関税障壁、国内企業の動向や移行等の情報を引き続き収集・分析し、セッションや講演を通して情報提供を行う。（商務情報政策局）
- ② 海外展開に成功した中小企業の例を収集するとともに、各支援組織が実施するセミナー等に当該企業の代表者の参加を依頼し、今後展開を考える中小企業に対するアドバイスを実施する。（中小企業庁）

### (2) 組織を超えた支援記録の共有と一貫した取組

中小企業と密接に関係する地域金融機関が経営支援と金融支援を一体的に進めていくことを促進していく中で、海外展開支援の施策についても、地域金融機関に紹介していく。（中小企業庁）

## 2. マーケティング

### (1) 商品開発やブランド化の支援

- ① 中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が協働し、自らの持つ優れた素材や技術等の強みを踏まえた戦略的策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外市場開拓の取り組みに対する支援（JAPAN ブランド事業）を実施する。23 年度においては、82 件実施する。（中小企業庁）

- ② アニメ、ファッション、食、地域産品・伝統文化・匠の技術など海外で人気の高いクール・ジャパンの魅力と底力を産業化し、海外市場開拓及び海外顧客の訪日を促進するため、ターゲット国と分野を決め、「業種を超えたチームづくり、市場開拓、成果の検証・他事業への応用、実際の事業展開」という企業や若手人材の一貫した取組を支援する。（製造産業局）
- ③ 中小企業者と農林漁業者の連携、地域資源の活用及び異分野の中小企業の連携の枠組みを活用し、互いの経営資源（技術・販路等）を有効に活用して行う新事業活動の促進や国内外の販路開拓を支援する。（中小企業庁）
- ④ APEC 岐阜イニシアティブのグローバル一村一品運動の一環として、地域資源を活用した高付加価値製品を開発し、世界市場に向けた販売を展開することを支援する。（中小企業庁）
- ⑤ 日本で50年を超える実績を有するグッドデザインのブランド力をいかし、中小企業が海外展開しやすいようにインドにおけるデザイン賞設立への協力を通じてGマークの認知度向上を図るとともに、中小企業による質の高い製品の差別化を図るため、子どもの安心・安全や創造性の育成、子育てしやすい環境の整備等に配慮されたキッズデザインの普及を図る。また、ものづくりのブランド化を確立するため、国の海外展開事業においてデザインの活用を図る。（製造産業局）

## （2）安全・安心等の信頼性の確保

- ① 規制措置をとっている国・地域に対しては、広く関係当局に働きかけを実施。また、ホームページ等インターネットを通じた発信のほか、在京外交団や国内外の産業界への説明会を実施する等情報発信の強化に取り組む。（経済産業省）
- ② ホームページにおいて、諸外国の放射線検査等の情報を事業者に対

して提供。また、相談窓口を設置し、個別の事業者からの問い合わせに対応する。(貿易経済協力局)

- ③ 輸出品に係る放射線量検査の検査料補助や、商工会議所による証明サービスの周知をするとともに、福島県において、放射線測定機器の貸し出しや専門家派遣等の支援を実施。(貿易経済協力局、地域経済産業グループ)
- ④ 福島県で生産された繊維製品と東京、大阪・京都、さらにはアジア・欧州で生産された繊維製品の放射線量を比較して、有意な差がない旨をプレスリリース。業界が海外のバイヤー等に対する説明に使えるよう英語版も作成。(製造産業局)

### **(3) 海外バイヤー等の招聘及び国内展示会への出展**

- ① ジェトロや中小機構に対して補助金を交付し、海外バイヤー等の招聘や国内展示会への出展を支援する。(通商政策局、中小企業庁)
- ② アジア各国のベンチャーキャピタルとのネットワーク構築を行うとともに、国内ベンチャー企業等とのマッチングを行う。(経済産業政策局)

### **(4) 海外展示会への出展及び海外ミッションの派遣**

- ① APEC 岐阜イニシアティブの APEC 楽市楽座運動の一環として、APEC 地域内の国際展示会の開催情報を共有しやすくする「展示会情報共有基盤」を構築するとともに、中小企業が国際展示会に参加しやすく成果をあげやすくした「APEC 中小企業支援型展示会」を展開する。(中小企業庁)
- ② 企業立地促進法の枠組みを活かし、地域の中小企業が一体となって行う海外販路の開拓のための展示会出展やミッション派遣などの活動を支援する。(地域経済産業グループ)

- ③ 海外のターゲット市場において、既にバイヤー等と豊富なネットワークを有する国内及び当該国の民間企業を活用して、海外ビジネスの経験には乏しいが、海外展開の意欲があり、当該ターゲット市場が求めている商品ラインアップを有する中小企業を全国から選りすぐり、商談形式の販路開拓を実施する。(製造産業局)
- ④ 震災からの復興を加速化する観点から、被災地域の中小企業に対し海外展開支援の充実を図る。(中小企業庁)

## **(5) インターネットを活用した新規市場開拓支援**

- ① 中小企業等によるネクスト・ボリュームゾーンとも言われるBOP(Base of the Economic Pyramid)層を対象としたビジネス促進のため、関係機関と連携しポータルサイトによる一元的な情報提供及びマッチング支援を行う。(貿易経済協力局)
- ② インターネットを使った越境ビジネスにつき、各国制度の相違点やそれに付随して発生する問題点について調査を実施し公表するほか、越境ビジネスの実態について調査を実施。(商務情報政策局)
- ③ 中小企業基盤整備機構と協力し、中小企業が海外におけるインターネット通販サイト経由で海外の消費者に販売する実証を行う。(中小企業庁)

## **3. 人材の育成・確保**

### **(1) 海外展開に対応できる人材の育成**

APEC 岐阜イニシアティブの APEC 中小企業 CEO ネットワーク拡大運動の一環として、自治体による中小企業の経営者の国際交流事業を、中小企業大学校等を用いて国としても支援する。(中小企業庁)

### **(2) 海外展開に必要な人材の確保**

- ① 中小企業の海外展開にかかる人材の確保の観点から中小機構と協力し、日本貿易会等に登録されている海外ビジネス経験の豊富な企業OBと中小企業とのマッチングを行うとともに、外国人留学生と中小企業とのマッチングについても検討する。(中小企業庁)
- ② 海外拠点において必要となる製造技術等の指導をするため、専門家派遣を支援する。(貿易経済協力局)

#### 4. 資金調達

##### 資金調達の円滑化

中小企業の更なる円滑な海外展開推進のため、日本政策金融公庫の海外展開資金制度の拡充を検討する。(中小企業庁)

#### 5. 貿易投資環境の改善

##### (1) 海外拠点設立のために必要な情報の提供

インド(チェンナイ)で日系中小企業の進出環境を整備するため、インド政府、州政府と協力していく。併せて、関係機関と連携し、現地の投資環境に関する情報提供、日系企業向け工業団地の紹介等を実施する。(通商政策局)

##### (2) 海外展開に伴う法務、税務、労務、知財保護、技術流出防止の支援

- ① 知財総合支援窓口等の支援機関と連携して、「海外知的財産プロデューサー」による、海外における最適な知的財産活用等のマネジメント支援を行う。また、専門の相談員及び弁理士・弁護士を模倣被害アドバイザーとして配置し、中小企業からの外国における産業財産権侵害対策および制度に関する相談に迅速に対応する。さらに、特許等の外国出願助成について、支援の拡充の検討を行う。(特許庁)
- ② 在外日本人商工会議所と協力し、今後当該地域に展開を考える中小

企業が既進出企業の税務、労務等に関わるノウハウを共有できる体制を構築する。(中小企業庁)

- ③ 「素形材企業のための技術・ノウハウ保護ガイドブック」を作成・改訂し、技術・ノウハウの適切な管理を支援する。(製造産業局)

### (3) 貿易投資の円滑化

- ① TPP を含む EPA で取り組まれている貿易・投資手続きの簡素化・共通化を行うため、EPA 政策を推進する。(通商政策局)
- ② 流通業の海外進出支援や、我が国企業に必要なロジスティクス整備の促進のため、相手国担当省庁との政策対話の設置を積極的に推進。具体的には、以下の枠組みにより、進出時の課題解決に向けた議論や、人材育成に関する協力などを進める。(商務流通グループ)
  - (a) 昨年 8 月に中国商務部と経済産業省で流通政策に関する協力の覚書を締結。今後の継続的議論の場として、「日中流通対話」の開催を準備中。
  - (b) 昨年 6 月に中国国家発展改革委員会と経済産業省、外務省、国土交通省との間で第 1 回が開催された「日中物流政策対話」を通じて、日本企業の中国展開にあたっての物流にかかる環境整備を推進。
  - (c) 昨年 10 月にベトナム商工省と経済産業省との間で設置する方向で合意した、流通・物流分野に関する政策対話を通じて、日本企業のベトナム展開を支援。
- ③ ジェトロを通じ、まずは、新興国を中心とした 10 都市の海外事務所が先行的に当該地域の日本人商工会議所等と連携することにより支援体制を充実させ、現地における中小企業の海外展開支援に積極的に取り組む。(通商政策局)